地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合

今回の契約が左に該当すること等の説明

1 契約の概要

当該業務は、「清流の国ぎふ」文化祭20 24(以下「文化祭」という。)に向け、全 市町村において地域の「推し」を、県民参加 型のワークショップでオブジェ化し、文化祭 の開会式で披露する「清流文化地域推し活動 | の準備業務として、会議の運営の補助、オ ブジェの設置に係る実験、材料調達等を業務 委託するもの。

「特定の者でなければ供給することができな いものを調達するとき」及び「財産の売払い、|2 契約の性質又は目的が競争入札に適しな 物件の貸付けその他の県の収入の原因となる 契約であって、価格競争により契約の相手方 を決めることが困難又は不適当なものをする とき」以外の場合であって、契約の性質又は 目的が競争入札に適しない特別の事情がある とき。

い特別な事情の説明

「清流文化地域推し活動」においては、岐 阜市において毎年開催している「こよみのよ ぶね」と同様の手法で、オブジェを全市町村 で制作することとしており、「こよみのよぶ ね」を実際に制作する技術や知見、また一般 県民の参加を募るワークショップで制作す るノウハウが求められる。

また、完成したオブジェを文化祭の開会式 で披露するための実験等を行うこととして おり、実験に使用するオブジェと近似した工 作物が必要である。

3 選んだ特定の相手方が契約相手として適 当であることの説明

契約予定先である こよみのよぶね実行委 員会は、先述の「こよみのよぶね」の主催者 であり、オブジェ制作に求められる技術的な 知識・知見及びワークショップのノウハウが あり、且つ設置実験を行う場合に使用可能な オブジェの現物を所持しており、本業務を行 う上では、当該実行委員会以外には適当な相 手は存在しない。